

千葉県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年7月13日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

22千総総第1328号
平成22年7月9日

千葉市監査委員 古川 光一 様
同 大島 有紀子 様
同 近藤 千鶴子 様
同 中島 賢治 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成17年度監査報告第3号、平成18年度監査報告第11号、平成21年度監査報告第9号、平成21年度監査報告第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 21 監査報告第9号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(1) 設計・積算について改善すべき事項（建設局）

ア 使用する材料単価を適正に積算すべきもの

[建設局：（主）長沼船橋線外道路照明灯設置工事]

土木工事積算基準によると、積算で使用する材料単価は、①「積算基準」、②「建設物価」及び「積算資料」、③「特別調査資料」、④「業者見積等」の優先順位で採用し積算することとなっている。

しかしながら、本工事においては、道路照明柱をコンクリート基礎に設置するための固定用アンカーボルトの単価に、採用の優先順位が上位の単価はないものと判断して、実際には③番目の「特別調査資料」の単価があるにもかかわらず、④番目の「業者見積」の単価を採用したため、採用すべき単価より高額な単価で積算していた。

使用する材料単価は、土木工事積算基準に基づき適正に積算されたい。

講じた措置

使用する材料単価の積算については、平成21年11月2日に、土木部技術管理課長から工事担当課長等に対し文書で通知し、土木工事積算基準の設計単価の取扱要領で定められた採用の優先順位に基づき適正に実施するよう、所属職員へ周知徹底を図った。

また、設計・積算については、土木部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、「工事設計書審査チェックリスト」を活用した確実なチェックを実施するよう所属職員へ再度周知徹底を図った。

報告書番号 21 監査報告第9号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(1) 設計・積算について改善すべき事項

イ 諸経費の積算を適正に行うべきもの(建設局・下水道局)

[建設局：宮野木町42号線交差点改良に伴う取付道路地盤改良工事、
高田町89号線外1道路改良工事、源町大森町線街路築造工事]

[下水道局：下水道雨水浸透施設工事(千城台20-1)、
下水道排水施設工事(神明20-1工区)]

土木工事積算基準によると、土質改良土を使用する場合の諸経費の算出は、直接工事費から材料費となる土質改良土の費用を控除した額に諸経費率を乗じて算出することとなっている。

しかしながら、当該工事5件においては、直接工事費から土質改良土の費用を控除せず算出していた。

諸経費の積算については、土木工事積算基準に基づき適正に行われたい。

講じた措置

諸経費の積算については、平成21年11月2日に、土木部技術管理課長から工事担当課長等に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に実施するよう、所属職員へ周知徹底を図った。

また、技術管理課において処分費等が計上された場合の諸経費が適正に自動計算されるよう土木工事積算システムを改修し、平成21年11月から運用を開始するとともに、設計・積算については、土木部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、「工事設計書審査チェックリスト」を活用した確実なチェックを実施するよう所属職員へ再度周知徹底を図った。

報告書番号 21 監査報告第9号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(1) 設計・積算について改善すべき事項

ウ 電気設備の設計を適正に行うべきもの（下水道局）

[下水道局：中央雨水ポンプ場電気設備工事]

東京電力株式会社（以下「東電」という。）の電気需給約款によると、電気を地中引き込みで受電する場合の電気設備の施工区分は、敷地内の配管と配線及びハンドホールを受電者（千葉市）が設置し、開閉器（スイッチ）を収容する配電函は東電が設置することとなっている。

しかしながら、本工事においては、東電が設置すべき配電函を、千葉市が設置することとして設計されていた。

電気設備の設計は、電気需給約款に基づき適正に行われたい。

講じた措置

中央雨水ポンプ場電気設備工事については、配電函を東京電力株式会社が設置することから、設計変更により設計金額の変更を行い平成22年5月25日に変更契約を締結した。

なお、電気設備の設計については、平成21年10月30日に下水道局建設部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、土木工事積算基準や関係法令等に基づき適正に実施するよう、所属職員へ周知徹底を図った。

報告書番号 21 監査報告第9号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(2) 施工について改善すべき事項

ア 階段の手すりの設置を適正に行うべきもの(建設局)

[建設局：黒砂42号線道路改良工事]

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく道路移動等円滑化基準によると、階段には、高齢者、身体障害者の利用に考慮して、手すりを設置することになっており、手すりは階段の終端部から平坦部分へ60cm程度延長することが望ましいこととなっている。

しかしながら、本工事では、生活道路と新設道路を接続するため、手すり付きの階段を設置しているが、手すりが必要な階段下の平坦部まで伸ばされていなかった。

階段の手すりの設置については、道路移動等円滑化基準に基づき適正に行われたい。

講じた措置

階段の手すりの設置については、平成22年3月17日に、土木部維持管理課長から工事担当課長に対し文書で通知し、道路移動等円滑化基準を遵守し適正に施工するよう、所属職員へ周知徹底を図った。

なお、階段の手すりの設置が不足している部分については、平成21年8月3日に同基準に基づき適正に設置を行った。

報告書番号 21 監査報告第9号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(2) 施工について改善すべき事項

イ 高所作業での作業員の安全を確保すべきもの（建設局・下水道局）

〔建設局：浜田陸橋耐震補強工事〕

〔下水道局：南部浄化センター機械濃縮機・汚泥脱水機機械設備工事〕

「労働安全衛生規則」第518条第2項によると、高さが2m以上の箇所で作業を行なう場合において作業床を設けることが困難なときは、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定している。

しかしながら、浜田陸橋耐震補強工事においては、高さ6.5mの吊足場上での足場板の解体作業中に安全带等の使用による危険防止措置を講じず作業をしていたため、解体中の固定されていない足場板から作業員1名が墜落し死亡する事故が発生した。

また、南部浄化センター機械濃縮機・汚泥脱水機機械設備工事においては、高さ3.0mで点検用架台を据付作業中に安全带等の使用による危険防止措置を講じず作業をしていたため、点検用架台の留め金が外れたことにより主任技術者と作業員の2名が墜落し骨折等負傷する事故が発生した。

高所での工事の施工にあたっては、関係法令を遵守し作業員の安全を確保するよう請負者を指導されたい。

講じた措置

高所作業での作業員の安全確保については、平成21年11月11日に、土木部技術管理課長から工事担当課長等に対し文書で通知し、労働安全衛生規則等の関係法令を遵守し工事の適正な施工にあたるよう、所属職員から請負者への周知徹底を図った。

なお、当該工事については、請負者から作業従事者に対して、同規則等の関係法令を遵守し、墜落による危険を防止するための措置を徹底するよう指導した。